

健康増進法施行に基づく特定給食施設に関連する各自治体の法的整備状況等調査票

記入日 平成 年 月 日

自治体名 () 都・道・府
県・市・区

部署名 ()

記入者担当名 ()

下記の設問 についてお答えください。

平成15年12月10日(水)(必着)までに、同封の返信用封筒にてご返信ください。

1. 特定給食施設及びそれ以外の給食施設(小規模給食施設等)に関する条例についてお答えください。
あてはまる番号・記号に○を記入し、()内に該当する事項を記入してください。

- 1) 給食施設に関する条例を定めていますか。

- ① 定めている → { a 栄養改善法のときもあつたが新たに作成した。
b 栄養改善法のときはなかつたが新たに作成した。
c インターネット公開されている。
d インターネット公開する予定がある。(年 月より)
e インターネット公開する予定はない。
- ② 現在作成中 → { a 栄養改善法のときもあつたが現在新たに作成中である。
b 栄養改善法のときはなかつたが現在作成中である。
- ③ 定めていない → { a 栄養改善法のときはあつたが現在は廃止した。
b 栄養改善法のときからない。

- 2) 県・市・区で健康増進法の施行に関する規則、細則を定めていますか。

- ① 定めている → { a 栄養改善法のときもあつたが新たに作成した。
b 栄養改善法のときはなかつたが新たに作成した。
c インターネット公開されている。
d インターネット公開する予定がある。(年 月より)
e インターネット公開する予定はない。
- ② 現在作成中 → { a 栄養改善法のときもあつたが現在新たに作成中である。
b 栄養改善法のときはなかつたが現在作成中である。
- ③ 定めていない → { a 栄養改善法のときはあつたが現在は廃止した。
b 栄養改善法のときからない。

2. 特定給食施設(栄養改善法では集団給食施設)に関わる書類についてお答えください。

1) 栄養改善法、健康増進法施行後について当てはまる項目に○を記入してください。

特定給食施設(集団給食施設)に係る書類 (該当する書類の内容については別紙2をご参照ください)		栄養改善法			健康増進法施行後			栄養改善法から健康増進法に変わって	
		提出を義務付けていた	提出を求めていた	定まった書式があった	提出を義務付けている	提出を求めている	定まった書式がある	書式を変更した	書式は変更していない
①	給食開始届				/	/			
②	給食届出事項変更届				/	/			
③	給食廃止(中止)届				/	/			
④	特定給食施設該当報告書								
⑤	栄養管理報告書 (栄養月報等含む)								
⑥	その他 (具体的な報告書名をあげてください)								
自治体が施設に交付する書類		交付を義務付けていた	交付していた	定まった書式があった	交付を義務付けている	交付している	定まった書式がある	書式を変更した	書式は変更していない
①	管理栄養士必置特定給食施設の指定通知書				/	/			
②	管理栄養士必置特定給食施設の指定取消通知書				/	/			
③	その他 (具体的な交付書類名をあげてください)								

2) 栄養管理に関する提出書類(栄養管理報告書、栄養月報等)についてお聞きします。該当する記号に○を記入してください。

① 報告書の様式は施設の種類ごとに分かれていますか。→ { a 分かれています。
b 分かれています。

② ①の a の場合、何種類の様式がありますか。 ()種類

③ 報告書の書式を栄養改善法のとときと変更した場合には、新たに加えた報告内容等 変更した点をご記入ください。

④ 報告書の提出は年に何回ですか。対象施設の種類により異なる場合はそれぞれについてご記入ください。

施設種類	年回数	該当月

⑤ この報告書は県・市・区でどのように活用する、あるいはする予定ですか。具体的にご記入ください。
例：巡回指導時の資料にする、栄養管理の実施水準を評価する資料とする など

[]

⑥ この報告書の内容を検討し各特定給食施設に結果を返却していますか。 → { a 返却している
b 返却していない

⑦ ⑥で a 返却していると回答した場合にお聞きます。
どのような内容の結果を返却していますか。具体的にご記入ください。

[]

条例、規則、細則など根拠となるものの名称をご記入ください。

[]

3. 特定給食施設(集団給食施設)に当てはまらない給食施設の栄養管理についてお答えください。

1) 健康増進法第20条第1項に規定する特定給食施設を除く給食施設(1回の食数が100食未満、1日の食数が250食未満の施設)に関して、同様に条例、規則、細則などを定めていますか。該当する番号・記号に○を記入してください。

① 定めている → { a 栄養改善法のときから定めている。
↳ 何により定められているか具体的な名称をご記入ください。
例：条例、規則、細則、マニュアルなど
[]
b 健康増進法になって定めた。

② 定める予定 → { a 栄養改善法のときも定めていたが現在も定める方向である。
b 栄養改善法のときはなかったが新たに定める方向である。

③ 定めていない → { a 栄養改善法のときは定めていたが現在は廃止した。
b 栄養改善法のとき定めていない。

2) 1)で栄養改善法と変更がある場合はその理由をご記入ください。

[]

3) 1)で①②と回答した自治体のみお答えください。

① 対象となる施設を具体的にご記入ください。

[]

② 栄養管理に関わる報告書の提出についてお聞きます。

- a 栄養管理に関わる報告書の提出を義務付けている。
- b 栄養管理に関わる報告書の提出を求めている。
- c 栄養管理に関わる報告書の提出の規定はない。

③ ②で栄養改善法と変更がある場合はその理由をご記入ください。

[]

報告書の提出以外に栄養管理に関わる規定がありましたら、具体的にお書きください。

[]

4. 特定給食施設指導の基準を定めていますか。

① 定めている → { a 栄養改善法のときから定めている。
↳ 何により定められているか具体的な名称をご記入ください。
例： 条例、規則、細則、マニュアルなど
[]
b 健康増進法になって定めた。

② 定める予定 → { a 栄養改善法のときも定めていたが現在も定める方向である。
b 栄養改善法のときはなかったが新たに定める方向である。

③ 定めていない → { a 栄養改善法のときは定めていたが現在は廃止した。
b 栄養改善法のとき定めていない。

5. 栄養改善法と比較して解釈上の変更があったと判断されているところをお書きください。

[]

6. 今回の健康増進法の施行によりどのような効果を期待していますか。また期待できますか。

[]

ご協力ありがとうございました。

特定給食施設等における栄養管理の実施状況調査

各質問について指示にしたいが、当てはまる選択肢に印をつけるか、適切な字句・数値をご記入下さい。

1. 給食業務の運営形態をお教え下さい。(一つ選択)

- ①直営の施設⇒3へ
- ②部分委託の施設⇒2へ
- ③全面委託の施設⇒3へ

2. 1で②を選択した場合のみお答え下さい。 具体的に業務を委託している(委託されている)部分をお教え下さい。(複数選択可)

- ①食器洗浄
- ②配膳(フロアもしくは、食べる人まで)
- ③下膳
- ④一部の調理・盛り付け
- ⑤全体の調理・盛り付け
- ⑥食材の購入・管理
- ⑦一部の献立作成
- ⑧全体の献立作成
- ⑨食数管理
- ⑩衛生管理
- ⑪人事管理
- ⑫行政機関等への提出書類の作成

3. このアンケートを回答されているあなたの立場と職種をお答え下さい。

1) 回答者の立場(一つ選択)

- ①直営・委託している(施設)側
- ②委託されている(会社等)側

2) 回答者の職種(一つ選択)

- ①管理栄養士
- ②栄養士
- ③調理師
- ④医師
- ⑤事務職員
- ⑥その他(具体的に)

4. 貴施設の所在地を()内にお書き下さい。

() 都道府県 () 市郡区

5. 施設の種類のどれに当てはまりますか。(一つ選択)

- ①病院(100床以上)
- ②病院(100床未満)
- ③介護老人保健施設
- ④老人福祉施設
- ⑤児童福祉施設(⑫以外)
- ⑥社会福祉施設
- ⑦矯正施設
- ⑧寄宿舍
- ⑨事業所
- ⑩学校
- ⑪幼稚園
- ⑫保育所
- ⑬その他(具体的に)

6. 給食実施日における1日当たりの利用者数の概算をお答え下さい。(一つ選択)

(注)同一人が1日に朝・昼・夕3食を食べた場合は1人と集計しますが、3人が各食を1食ずつ食べた場合は3人とします(但し、病院や福祉施設等での職員食の利用者は除く)。

- ①50人未満
- ②50～100人未満
- ③100～200人未満
- ④200～300人未満
- ⑤300～400人未満
- ⑥400～500人未満
- ⑦500～750人未満
- ⑧750～1000人未満
- ⑨1000～2000人未満
- ⑩2000人以上

7. 給食実施日における1日当たりの食数の概算をお答え下さい。(一つ選択)

(注1)同一人が1日に朝・昼・夕3食を食べれば3食と集計します。

(注2)ここでの食数とは、調理した数ではなく出食数のことです(病院や福祉施設等での職員食は除く)。

- ①100食未満
- ②100～200食未満
- ③200～300食未満
- ④300～400食未満
- ⑤400～500食未満
- ⑥500～600食未満
- ⑦600～800食未満
- ⑧800～1000食未満
- ⑨1000～2000食未満
- ⑩2000食以上

8. 施設内での栄養・給食部門の位置付けをお答え下さい。(一つ選択)

(注)2部門以上にまたがる所属になる場合は「⑥その他」を選び、具体的な部門を記入して下さい。

- ①医療・診療部門
- ②医療協力部門(診療支援部門)
- ③栄養・給食部門として独立
- ④事務部門
- ⑤組織規定がない等で不明確
- ⑥その他()

9. 施設内での栄養・給食部門長の職種をお答え下さい。(一つ選択)

- ①医師 ②管理栄養士 ③栄養士 ④調理師 ⑤事務職員
 ⑥施設長の兼務 ⑦その他(具体的に)

10. 栄養・給食部門の職員数を()にお書き下さい。該当者が存在しない場合は「0」を記入して下さい。

1) 施設側職員

主として給食業務に携わる管理栄養士	(常勤	人)	(非常勤	人)
主として給食業務に携わる栄養士(管理栄養士を除く)	(常勤	人)	(非常勤	人)
主として栄養教育に携わる管理栄養士	(常勤	人)	(非常勤	人)
主として栄養教育に携わる栄養士(管理栄養士を除く)	(常勤	人)	(非常勤	人)
調理師	(常勤	人)	(非常勤	人)
調理補助員	(常勤	人)	(非常勤	人)
事務職員	(常勤	人)	(非常勤	人)
その他の職員	(常勤	人)	(非常勤	人)

2) 受託側職員

主として給食業務に携わる管理栄養士	(常勤	人)	(非常勤	人)
主として給食業務に携わる栄養士(管理栄養士を除く)	(常勤	人)	(非常勤	人)
主として栄養教育に携わる管理栄養士	(常勤	人)	(非常勤	人)
主として栄養教育に携わる栄養士(管理栄養士を除く)	(常勤	人)	(非常勤	人)
調理師	(常勤	人)	(非常勤	人)
調理補助員	(常勤	人)	(非常勤	人)
事務職員	(常勤	人)	(非常勤	人)
その他の職員	(常勤	人)	(非常勤	人)

11. 基本的な(最も食数の多い食種) 供食方式はどれに該当しますか。(一つ選択)

- ①カフェテリア方式 ②定食方式(複数献立) ③定食方式(単一献立)
 ④弁当方式 ⑤その他(具体的に)

12. 患者食堂・従業員食堂・ランチルームなど専用の食事をする場所がありますか。

- ①ある ②ない

13. 給食を計画するために、利用者を対象とした何らかのアセスメント(身体状況、栄養状況、生活習慣等の把握や評価)を実施していますか。(一つ選択)

- ①何れか一つ以上の項目で実施している場合(利用者全員)⇒14・15・16へ
 ②何れか一つ以上の項目で実施している場合(利用者の一部)⇒14・15・16へ
 ③何もまったく実施していない場合⇒17・18へ

14. 13で①②を選択した場合のみお答え下さい。
 次に示す具体的な身体状況等の把握内容とその間隔をお答え下さい。

1) -1 身長(一つ選択)

- ①実施している⇒1) -2へ
 ②実施していない⇒2) -1へ

1) -2 把握の間隔(一つ選択)

- ①1か月に1回以上 ②2～3か月に1回程度
 ③4～6か月に1回程度 ④7～11か月に1回程度
 ⑤1年～2年以内に1回程度 ⑥2年以上に1回

2) -1 体重の把握(一つ選択)

- ①実施している⇒2) -2へ
 ②実施していない⇒3) -1へ

2) -2 把握の間隔(一つ選択)

- ①1か月に1回以上 ②2～3か月に1回程度
 ③4～6か月に1回程度 ④7～11か月に1回程度
 ⑤1年～2年以内に1回程度 ⑥2年以上に1回

- 3) - 1 肥満ややせの状況 (発生・変動) 把握 (一つ選択)
 ①実施している⇒3) - 2へ
 ②実施していない⇒4) - 1へ
- 3) - 2 把握の間隔 (一つ選択)
 ①1か月に1回以上 ②2～3か月に1回程度
 ③4～6か月に1回程度 ④7～11か月に1回程度
 ⑤1年～2年以内に1回程度 ⑥2年以上に1回
- 4) - 1 年齢の把握 (一つ選択)
 ①実施している⇒4) - 2へ
 ②実施していない⇒5) - 1へ
- 4) - 2 把握の間隔 (一つ選択)
 ①1か月に1回以上 ②2～3か月に1回程度
 ③4～6か月に1回程度 ④7～11か月に1回程度
 ⑤1年～2年以内に1回程度 ⑥2年以上に1回
- 5) - 1 生活活動強度の把握 (一つ選択)
 ①実施している⇒5) - 2へ
 ②実施していない⇒6) - 1へ
- 5) - 2 把握の間隔 (一つ選択)
 ①1か月に1回以上 ②2～3か月に1回程度
 ③4～6か月に1回程度 ④7～11か月に1回程度
 ⑤1年～2年以内に1回程度 ⑥2年以上に1回
- 6) - 1 臨床検査成績の把握 (一つ選択)
 ①実施している⇒6) - 2へ
 ②実施していない⇒7) - 1へ
- 6) - 2 把握の間隔
 ①1か月に1回以上 ②2～3か月に1回程度
 ③4～6か月に1回程度 ④7～11か月に1回程度
 ⑤1年～2年以内に1回程度 ⑥2年以上に1回
- 7) - 1 生活習慣の把握 (一つ選択)
 ①実施している⇒7) - 2へ
 ②実施していない⇒8) - 1へ
- 7) - 2 把握の間隔 (一つ選択)
 ①1か月に1回以上 ②2～3か月に1回程度
 ③4～6か月に1回程度 ④7～11か月に1回程度
 ⑤1年～2年以内に1回程度 ⑥2年以上に1回
- 8) - 1 摂食機能の把握 (一つ選択)
 ①実施している (具体的に) ⇒8) - 2へ
 ②実施していない⇒9) - 1へ
- 8) - 2 把握の間隔 (一つ選択)
 ①1か月に1回以上 ②2～3か月に1回程度
 ③4～6か月に1回程度 ④7～11か月に1回程度
 ⑤1年～2年以内に1回程度 ⑥2年以上に1回
- 9) - 1 疾病状況の把握 (一つ選択)
 ①実施している (具体的に) ⇒9) - 2へ
 ②実施していない⇒10) - 1へ
- 9) - 2 把握の間隔 (一つ選択)
 ①1か月に1回以上 ②2～3か月に1回程度
 ③4～6か月に1回程度 ④7～11か月に1回程度
 ⑤1年～2年以内に1回程度 ⑥2年以上に1回
- 10) - 1 その他 (一つ選択)
 ①実施している (具体的に) ⇒10) - 2へ
 ②実施していない⇒15へ
- 10) - 2 把握の間隔 (一つ選択)
 ①1か月に1回以上 ②2～3か月に1回程度
 ③4～6か月に1回程度 ④7～11か月に1回程度
 ⑤1年～2年以内に1回程度 ⑥2年以上に1回

15. 13で①②を選択した場合のみお答え下さい。
どのような方法で身体状況等を把握していますか。(複数選択可)
- ①診療記録(カルテ) ②看護記録 ③検診(健診)成績
④他の担当部署等が集計・作成したデータや資料の2次利用
⑤給食部門の独自調査(アンケート調査・聞き取り調査等)
⑥その他(具体的に)
16. 13で①②を選択した場合のみお答え下さい。
把握・評価した身体状況等の成績は栄養管理のどの部分で反映されていますか。
(複数選択可)
- ①給与栄養量の決定・見直し ②食種の設定・改変
③食糧(食品)構成 ④献立作成
⑤栄養教育・指導
17. 13で③を選択した場合のみお答え下さい。
利用者の身体状況の把握や評価を実施しない理由は何ですか。(複数選択可)
- ①人手が不足している・時間が取れない ②把握しても利益があがらないから
③身体状況を把握する方法がわからない ④施設(上司)の方針だから
⑤業務に必要性が認められない
⑥他部門で実施しているが、その情報を入手するシステム(仕組み)がない
⑦その他(具体的に)
18. 13で③を選択した場合のみお答え下さい。
今後、利用者の身体状況等の把握や評価を実施する予定はありますか。(一つ選択)
- ①人手不足が解消できれば実施する
②監督官庁に指示されれば実施する
③身体状況等の把握内容がわかれば実施する
④施設(上司)の方針が変われば実施する
⑤今後も実施するつもりはない・実施できない
19. すべての方におたずねします。給食を計画するために、利用者の食事摂取量や嗜好状況の把握を実施していますか。(一つ選択)
- ①実施している⇒20・21へ
②実施していない⇒22・23へ
20. 19で①を選択した場合のみお答え下さい。
次に示す具体的な内容の把握と最も当てはまる調査の間隔をお答え下さい。
- 1) - 1 調理数調査(一つ選択)
①実施している⇒1) - 2へ
②実施していない⇒2) - 1へ
- 1) - 2 調査の間隔(一つ選択)
①毎食1回以上 ②1日に1回程度
③2日に1回程度 ④3日に1回程度
⑤1週間に1回程度 ⑥2～3週間に1回程度
⑦1か月以上に1回程度
- 2) - 1 出食数調査(一つ選択)
①実施している⇒2) - 2へ
②実施していない⇒3) - 1へ
- 2) - 2 調査の間隔(一つ選択)
①毎食1回以上 ②1日に1回程度
③2日に1回程度 ④3日に1回程度
⑤1週間に1回程度 ⑥2～3週間に1回程度
⑦1か月以上に1回程度
- 3) - 1 喫食率調査(一つ選択)
①実施している⇒3) - 2へ
②実施していない⇒4) - 1へ

3) - 2. 調査の間隔 (一つ選択)

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 毎食1回以上 | ② 1日に1回程度 |
| ③ 2日に1回程度 | ④ 3日に1回程度 |
| ⑤ 1週間に1回程度 | ⑥ 2～3週間に1回程度 |
| ⑦ 1か月に1回程度 | ⑧ 2～3か月に1回程度 |
| ⑨ 4～6か月に1回程度 | ⑩ 7～11か月に1回程度 |
| ⑪ 1年以上に1回 | |

4) - 1 残食量 (食べ残し量) 調査 (一つ選択)

- ① 実施している⇒4) - 2へ
② 実施していない⇒5) - 1へ

4) - 2 調査の間隔 (一つ選択)

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 毎食1回以上 | ② 1日に1回程度 |
| ③ 2日に1回程度 | ④ 3日に1回程度 |
| ⑤ 1週間に1回程度 | ⑥ 2～3週間に1回程度 |
| ⑦ 1か月に1回程度 | ⑧ 2～3か月に1回程度 |
| ⑨ 4～6か月に1回程度 | ⑩ 7～11か月に1回程度 |
| ⑪ 1年以上に1回 | |

5) - 1 利用者の満足度調査 (適温、提供時間、価格、量など) (一つ選択)

- ① 実施している⇒5) - 2へ
② 実施していない⇒6) - 1へ

5) - 2 調査の間隔 (一つ選択)

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 毎食1回以上 | ② 1日に1回程度 |
| ③ 2日に1回程度 | ④ 3日に1回程度 |
| ⑤ 1週間に1回程度 | ⑥ 2～3週間に1回程度 |
| ⑦ 1か月に1回程度 | ⑧ 2～3か月に1回程度 |
| ⑨ 4～6か月に1回程度 | ⑩ 7～11か月に1回程度 |
| ⑪ 1年以上に1回 | |

6) - 1 嗜好調査 (一つ選択)

- ① 実施している⇒6) - 2へ
② 実施していない⇒7) - 1へ

6) - 2 調査の間隔 (一つ選択)

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 毎食1回以上 | ② 1日に1回程度 |
| ③ 2日に1回程度 | ④ 3日に1回程度 |
| ⑤ 1週間に1回程度 | ⑥ 2～3週間に1回程度 |
| ⑦ 1か月に1回程度 | ⑧ 2～3か月に1回程度 |
| ⑨ 4～6か月に1回程度 | ⑩ 7～11か月に1回程度 |
| ⑪ 1年以上に1回 | |

7) - 1 その他 (一つ選択)

- ① 実施している (具体的に) ⇒7) - 2へ
② 実施していない⇒2) - 1へ

7) - 2 調査の間隔 (一つ選択)

- | | |
|--------------|---------------|
| ① 毎食1回以上 | ② 1日に1回程度 |
| ③ 2日に1回程度 | ④ 3日に1回程度 |
| ⑤ 1週間に1回程度 | ⑥ 2～3週間に1回程度 |
| ⑦ 1か月に1回程度 | ⑧ 2～3か月に1回程度 |
| ⑨ 4～6か月に1回程度 | ⑩ 7～11か月に1回程度 |
| ⑪ 1年以上に1回 | |

2 1. 1 9で①を選択した場合のみお答え下さい。

利用者の食事摂取量や嗜好状況の成績は栄養管理のどの部分に反映されていますか。
(複数選択可)

- | | |
|----------------|------------|
| ① 給与栄養量の決定・見直し | ② 食種の設定・改変 |
| ③ 食糧 (食品) 構成 | ④ 献立の作成や評価 |
| ⑤ 栄養教育・指導 | ⑥ 品質管理 |

2 2. 1 9で②を選択した場合のみお答え下さい。

なぜ、利用者の食事摂取量や嗜好状況の調査を実施しないのですか。(複数選択可)

- | | |
|---------------------------|-------------------|
| ① 人手が不足している・時間が取れない | ② 把握しても利益があがらないから |
| ③ 食事摂取量や嗜好状況を把握する方法がわからない | ④ 施設 (上司) の方針だから |
| ⑤ 業務に必要性が認められない | ⑥ その他 (具体的に) |

23. 19で②を選択した場合のみお答え下さい。
今後、利用者の食事摂取量や嗜好状況を実施する予定はありますか。(一つ選択)

- ①人手不足が解消できれば実施する
- ②監督官庁に指示されれば実施する
- ③利用者の食事摂取量や嗜好状況を調査する方法がわかれば実施する
- ④施設(上司)の方針が変われば実施する
- ⑤今後も実施するつもりはない・実施できない

24. すべての方におたずねします。貴施設の給与栄養目標量(医療機関の場合は普通食)はどのように算出・決定していますか。(一つ選択)

- ①利用者のアセスメント結果(身体状況)をもとに国や都道府県(監督官庁)の示す算出方式にしたがい決定している⇒25へ
- ②国や都道府県(監督官庁)が示す基準(一定の値)にあわせている⇒25へ
- ③施設独自の基準値に基づいている⇒25へ
- ④まったく考慮・算出していない⇒27へ
- ⑤質問の意味が理解できず、回答不能⇒27へ

25. 24で①②③を選択した場合のみお答え下さい。
貴施設の給食における給与栄養の目標量(医療機関の場合は普通食)は一つですが、それとも年齢階級や性別などを考慮して複数としていますか。(一つ選択)

- ①一つ⇒27へ
- ②複数⇒26へ

26. 25で②を選択した場合のみお答え下さい。
どのような考え方で、複数の給与栄養の目標量を設定しているのですか。(複数選択可)

- ①性別
- ②年齢階級別
- ③生活活動強度
- ④献立・調理作業上の問題
- ⑤営業上の問題
- ⑥監督官庁等による指導
- ⑦疾病別
- ⑧栄養成分別

27. 貴施設では次に示す数値を算出していますか。①～③より一つ選択して下さい。

- 1) 予定給与栄養量 ①全体として算出している ②一部算出している ③算出していない
- 2) 実施給与栄養量 ①全体として算出している ②一部算出している ③算出していない
- 3) 推定摂取量 ①全体として算出している ②一部算出している ③算出していない

28. 27の1)、2)、3)の何れか一つ以上で①を選択した場合にのみお答え下さい。各数値の算出方法もしくは、利用しているものは何ですか。(複数選択可)

- ①コンピュータの利用
- ②手計算
- ③荷重平均成分表の使用
- ④その他(具体的に)

29. 現在、利用者に対して何らかの栄養・食生活に関連する情報提供(個人や集団を対象とした栄養教育・指導を除く)を行っていますか。(一つ選択)

- ①行っている⇒30・31へ
- ②行っていない⇒32・33へ

30. 29で①を選択した場合のみお答え下さい。
次に示す具体的な内容の情報提供を行っていますか。

- 1) 予定献立に関する内容(内容更新の間隔) ①実施している ②実施していない
①毎日 ②1週間 ③2週間 ④3週間 ⑤4週間以上
- 2) メニューの栄養成分表示(内容更新の間隔) ①実施している ②実施していない
①毎日 ②1週間 ③2週間 ④3週間 ⑤4週間以上
- 3) 栄養・食生活に関する情報(内容更新の間隔) ①実施している ②実施していない
①毎日 ②1週間 ③2週間 ④3週間 ⑤4週間以上
- 4) 健康や疾病に関する情報(内容更新の間隔) ①実施している ②実施していない
①毎日 ②1週間 ③2週間 ④3週間 ⑤4週間以上

- 5) その他 (具体的に) ①実施している ②実施していない
 (内容更新の間隔) ①毎日 ②1週間 ③2週間 ④3週間 ⑤4週間以上

31. 29で①を選択した場合のみお答え下さい。
 情報提供の媒体・教材(ツール)にはどのようなものを利用していますか。(複数選択)

- ①ポスター ②リーフレット・パンフレット ③献立表 ④書籍
 ⑤料理カード ⑥カード・メニュースタンドを利用したメモ等の表示
 ⑦フードモデル・実物の展示 ⑧写真 ⑨VTR・DVD
 ⑩パソコン(イントラネット・インターネット・Eメール)
 ⑪その他()

32. 29で②を選択した場合のみお答え下さい。
 利用者に対して栄養・食生活に関連する情報提供を行っていない理由は何ですか。

- ①人手が不足している・時間が取れない ②情報提供しても利益があがらないから
 ③どのような情報提供をすればよいか分からない ④施設(上司)の方針だから
 ⑤ニーズがない ⑥その他(具体的に)

33. 29で②を選択した場合のみお答え下さい。
 今後、利用者に対して食・栄養に関連する情報提供を実施する予定はありますか。
 (一つ選択)

- ①人手不足が解消できれば実施する
 ②監督官庁に指示されれば実施する
 ③利用者に対する食・栄養情報の提供方法がわかれば実施する
 ④施設(上司)の方針が変われば実施する
 ⑤今後も実施するつもりはない・実施できない

34. 現在、利用者に対して何らかの栄養教育・指導(情報提供を除く)を実施していますか。
 (医療機関の場合は、診療報酬の有無にかかわらず)(一つ選択)

- ①実施している⇒35・36・37へ
 ②実施していない⇒38・39へ

35. 34で①を選択した場合のみお答え下さい。
 具体的にどのような栄養教育・指導を実施していますか。

1) 健康増進や疾病予防に関する内容

(個人)(一つ選択) ①実施している ②実施していない

(集団)(一つ選択) ①実施している ②実施していない

2) 疾病の治療に関する内容

(個人)(一つ選択) ①実施している ②実施していない

(集団)(一つ選択) ①実施している ②実施していない

3) 食品や栄養素に関する内容

(個人)(一つ選択) ①実施している ②実施していない

(集団)(一つ選択) ①実施している ②実施していない

4) ライフステージの栄養に関する内容

(個人)(一つ選択) ①実施している ②実施していない

(集団)(一つ選択) ①実施している ②実施していない

5) その他

(個人)(一つ選択) ①実施している(具体的に))
 ②実施していない

(集団)(一つ選択) ①実施している(具体的に))
 ②実施していない

36. 34で①を選択した場合のみお答え下さい。
 栄養教育・指導（情報提供を除く）は誰が担当していますか。（複数回答可）
- ①施設側管理栄養士 ②施設側栄養士 ③受託側管理栄養士 ④受託側栄養士
 ⑤給食関係者・栄養部門管理者 ⑥医師 ⑦保健師・看護師
 ⑧その他（ ）

37. 34で①を選択した場合のみお答え下さい。
 1か月平均の栄養教育・指導の対象者数は何人程度ですか。

個人教育・指導（一つ選択）

- ① 1～4人 ② 5～9人 ③ 10～19人 ④ 20～29人
 ⑤ 30～39人 ⑥ 40～49人 ⑦ 50～99人 ⑧ 100人以上

集団教育・指導（一つ選択）

- ① 2～9人 ② 10～19人 ③ 20～29人 ④ 30～39人
 ⑤ 40～49人 ⑥ 50～99人 ⑦ 100～199人 ⑧ 200人以上

38. 34で②を選択した場合のみお答え下さい。
 なぜ、利用者に対して栄養教育・指導（情報提供を除く）を実施していないのですか。
 （一つ選択）

- ①人手が不足している・時間が取れない ②実施しても利益があがらないから
 ③どのような教育をすればよいのかわからない ④施設の方針だから
 ⑤ニーズがない ⑥その他（具体的に ）

39. 34で②を選択した場合のみお答え下さい。
 今後、利用者に対して栄養教育・指導（情報提供を除く）を実施する予定はありますか。
 （一つ選択）

- ①人手不足が解消できれば実施する
 ②監督官庁に指示されれば実施する
 ③利用者に対する栄養教育・指導の方法がわかれば実施する
 ④施設（上司）の方針が変われば実施する
 ⑤今後も実施するつもりはない・実施できない

40. 貴施設では所轄の保健所に栄養月報等を提出するため、業務は複雑になりますか。
 （一つ選択）

- ①とても複雑になる ②複雑になる ③やや複雑になる ④複雑にはならない

41. 所轄の保健所による特定給食施設指導（集団給食施設指導）について、どのような考え・
 印象をもっていますか。（複数回答可）

- ①適切な指導内容であり参考になる ②指導内容によって業務改善が促進される
 ③施設整備や備品購入等へ有利に働く ④人員の増員・確保に対して有利に働く
 ⑤指導内容が複雑で理解できない ⑥実現できそうな理想論を指導する
 ⑦指導内容の的が外れている ⑧担当者によって指導内容に差が見られる
 ⑨その他（具体的に ）

42. 健康増進法に基づく、特定給食施設における栄養管理基準および関連通知の内容を知って
 いますか。（一つ選択）

- ①内容を理解している ②法の施行は知っている ③知らない

※最後に記入漏れなどがないかご確認願います。

同封の封筒に入れご返送下さい。

ご協力ありがとうございました。

健康増進法施行に基づく特定給食施設に関連する各自治体の
法的整備状況調査の自由記述欄まとめ

2. 特定給食施設(栄養改善法では集団給食施設)に関わる書類について
2) 栄養管理に関する提出書類(栄養管理報告書、栄養月報)について
③ 栄養改善法時より変更した栄養管理に関する報告書等の変更点(その1)

ID	
5100	食品構成、食品群別使用量の各群について小分類を設けていたが、各施設において独自に小分類に設定できるよう、食品成分表に合わせた大分類(食品群)のみに変更した。 *健康増進法になったために、変更したわけではありません。
7202	別添(手引書参照) 身体状況の把握 栄養状態・生活習慣の把握 給与栄養目標量及び給与量において、脂質・炭水化物・食物繊維・塩分を追加。
9201	食数の増減があるため、最大値を推測することができるよう、病床数・入所定員の欄を設けた。 喫食者への栄養情報の提供や、喫食者の状況の把握方法等、栄養量だけでない栄養管理状況の欄を設けた。
11201	栄養改善法の時は、「集団給食施設」が給食の開始・再開届出を出すこととしていたが、健康増進法では、「特定給食施設」と特定多数人に対して、通例として継続的に1回50食以上又は1日100食以上の食事を供給する施設にも届出を義務付けた。 老人保健施設一介護老人保健施設・老人保健施設とする。
13201	特にないが、公印について省略した。
13202	栄養成分表示の有無
13206	栄養成分表示(有・無)
13211	栄養成分表示の有無について追加された。
14202	栄養管理に関する部分を大幅に変更した。 栄養管理部門の理念、方針、目標、栄養管理等を検討する会議、給食利用者の身体状況(身体活動強度、疾病状況等)摂取量調査の状況、平均提供食品量、平均栄養素、栄養教育の状況、栄養成分表示の状況、テーマ献立の状況について新たに追加したり変更をした。
14203	身体状況の把握等
14204	利用者の身体状況や栄養状態等の把握状況 栄養アセスメントの実施状況 栄養教育、栄養成分表示の実施状況 目標栄養量に加えて提供栄養量の記載等を加えた。
15201	新たに加えた内容 1 栄養管理部門の方針 2 組織の位置付け 3 栄養管理体制の機能 4 栄養管理委員会の設置 5 従事者の研修 6 給食対象者の男女別年齢区分 7 栄養状態のアセスメント 8 栄養補給法 9 約束食事箋 10 食種 11 入院時食事療養費 12 対象者による給食の評価 13 摂取量調査 14 平均栄養給与目標量 15 食材料費 16 作業指示書 17 栄養教育回数と内容 18 非常食糧等の調査 19 給食日誌の有無
26201	新しく作成した
27201	書式中の「集団給食」について、「特定給食」と読み替えていただくよう周知を行った。
28201	健康増進法で定められた栄養管理基準が把握できるよう、設問項目を変更した。 (主に事業所関係の報告書のみ)
28202	給食従事者の内容を詳しく分けた。(施設側、委託側各々に常勤・非常勤の区別を追加) 平均食数の区分を詳しく分けた。(定食等の中心になるメニューとその他のメニューに区別した)
28204	書類の名称変更

③栄養改善法時より変更した栄養管理に関する報告書等の変更点(その2)

ID	
29201	非常時の対応についてを追加 嗜好調査を食事評価(入所者・利用者による)とし、改善課題、改善策と実施の可能性等、評価がきちっとできているか、見られるように改善した。 栄養管理委員会の現状についても、目的、評価の項目を付け加えた。 衛生管理については、食品衛生監視員が立ち入り検査をするので、項目をはずした。(調査後の結果については互いに情報交換をしているので)
33202	委託側の従事者数記入欄を加えた。 食品構成表の食品分類を食品成分表の分類に合わせた。
34201	新規事項 実給与栄養量 塩分
38201	給食対象者別に、定員や食数を記入してもらうようにした。
39201	栄養改善法→入院時食事療法(I) 健康増進法 給食施設のうち1日3食を提供する施設 給食施設状況報告と重なる部分は削除 給食管理の状況の設問を追加 栄養価充足率を追加 栄養情報の提供方法を追加
40202	新たに加えた内容 ①給与栄養量 ②自己評価及び改善課題の記入欄を設けた 変更した内容 ①食品群名は施設毎に自由に記入させることにした。
43201	別紙新旧対照表参照
44201	基本的に健康増進法に合わせて内容を見直し、変更を行いました。 各種様式は都道府県と同じ内容にしています。 詳細は別紙の通り。
3100	管理栄養士又は栄養士による栄養教育状況について新たに加えた。
4100	条例を改正した際、給食施設状況報告書の定例的提出の義務を課することは、難しいと庁内法令班の指導があり、現在は特定給食施設(施設種別)事前調査表として、健康増進法第24条に基づく立入検査に関わる栄養管理実施状況の報告を求めている。 栄養改善法時代は第11条の調査指導で必要な報告を求めることが出来たが、健康増進法は立入検査を前提とした義務の報告となっていることから、全施設に対するものではない。
7100	栄養管理報告書～従来の届出関係様式で確認していたものが、届出様式から省かれたので、それらを追加しました。 健康増進法の施行について、(特定給食施設関係)が通知の栄養管理基準から身体状況報告等を若干追加しました。
8100	まだ書式変更が出来ていないが、施設の現状報告書(仮称)の中に組み入れることとする。(今年度中に決定予定) 栄養量の欄に「栄養給与目標量」「栄養給与量」「推定栄養摂取量(純栄養摂取量)」の3段階とする。 食品分類を五訂成分表と同じとする。 自己評価と改善課題を記入する。
9100	給食委員会の実施回数、会議録の有無、構成員 嗜好調査、残食調査等の実施 給食関係者の研修 喫食者の把握 喫食者への栄養に関する情報の提供 給食運営状況(入院時食事療養、特別管理)
10100	提出先を保健所長から知事あてに変更した。 施設の種類、内容変更 現況報告書では、給食対象及び定数を追加。 提出期限を12月10日から12月20日に変更。
14100	栄養管理基準の実施状況と確認するためのないよう大幅変更した。
16100	様式を2種類から5種類に変更 栄養管理についての項目を追加した。

③栄養改善法時より変更した栄養管理に関する報告書等の変更点(その3)

ID	
18100	嗜好量調査 栄養スクリーニング 栄養アセスメント 栄養ケアプラン 栄養ケアプランに基づく栄養管理 栄養モニタリング 栄養ケア後の評価等の実施状況および栄養補給量の算出 栄養・衛生関係帳簿類の記載
19100	これまで病院のみ提出を求めていたが、全ての特定給食施設に提出を求めることにする。 対象者の把握や栄養アセスメント、理念、目標、運営方法、栄養教育等の内容を盛り込む予定。
20100	所要量に対する充足率を求めた。 栄養管理部門の研修会参加状況。 利用者の満足度調査の有無。 栄養成分に関する情報提供の有無。
21100	新たに加えた報告内容 管理栄養士必置施設の有無 給食の目的・目標・方針 健康づくりの一環として給食が十分に機能しているかの有無 料理構成 食料構成の添付 作業指示書の有無及び内容 食材料費 非常食糧等の備蓄の有無 コンピューターの導入の有無 報告担当者・作成者の記入
25100	管理栄養士・栄養士の内訳(常勤・非常勤等)
28100	栄養管理状況調査・項目「栄養状態の把握」と「非常時の対応」についての設問を加えた。
30100	巡回指導時の資料 各施設の栄養管理の評価
33100	食品群を五訂に対応
35100	給食従事者数の区分を設置者側と受託側に分割した。
39100	報告対象施設を従来、病院の食事療養Ⅰの実施施設から、1日3食提供するすべての給食施設 給食施設によっては栄養士不在のため、栄養給与量の算出が困難な施設もあるため、提出が白紙になるのを防ぐため、「はい」「いいえ」で答えることのできる給食管理状況の質問欄を作成した。 栄養情報の提供状況の項目を設定した。
40100	新たな項目を付け加えた。 適温給食の方法 選択メニューの回数 食堂の有無
43100	健康増進法における栄養管理基準に沿った施設運営。 なされているかどうかを把握する項目を追加した。
46100	健康増進法第20条第2項に変更の届出が規定されたことに伴い、給食届出事項変更届の様式を定めた。 健康増進法の規定により、各種書類の届出者を改正した。 栄養管理報告書のうち、学校用については文部科学省が報告されている学校給食栄養報告(週報)書の改正により、様式を改正した。

2. 特定給食施設(栄養改善法では集団給食施設)に関わる書類について
 2) 栄養管理に関する提出書類(栄養管理報告書、栄養月報)について
 ⑤ 栄養管理に関する報告書等を自治体でどのように活用するか(その1)

ID	
1203	巡回指導時の資料にする。
4201	巡回指導時の資料にする。 栄養管理の実施状況を評価する資料とする。
5100	栄養管理状況の把握に活用する。
7201	巡回指導時の資料とする。 給食運営及び栄養管理等の状況を把握する。
7202	巡回指導時の資料にする。 各施設における栄養管理の実態を把握する資料とする。 栄養管理の実施状況を評価する資料とする。 自治体全体の栄養管理の傾向をつかみ、状況を評価するための資料とする。(6月分の報告書のみ集計予定)
9201	巡回指導時の際の資料にする(個別) 全体の施設(全体、施設種類ごと)の給食実施状況の評価のための資料とする。
11201	施設訪問指導の資料とする。 栄養表示の実施状況を把握するヘルスプランの評価指標とする。 衛生行政報告作成のための資料にする。
12202	巡回指導時の資料としている。 今後どのように活用していくか検討中。
13201	巡回指導時の資料とする。 栄養管理の実施状況を把握し、通知・指定関係について把握する。
13202	栄養管理状況を把握し、巡回時の資料にする。
13204	施設の現状 栄養管理の実施状況の把握
13206	給食施設の運営状況・栄養管理の実施状況を把握する資料とする。 巡回・来所指導時の資料とする。
13207	栄養管理をする意志があるか。 栄養管理実施状況の把握(問題点の把握)→集団指導の目標 巡回指導時の資料
13209	巡回指導時の資料としている。
13211	【市・区】巡回指導時の資料による 【都道府県】5月分を集計し、市・区にフィードバック。〇〇市(区)では、事務連絡会(年1回)で配布
13213	巡回指導時の資料にする。 特定給食施設指導の事務事業評価する資料とする。 栄養管理の実施状況を評価する資料とする。
13215	巡回指導の資料にする。
13216	巡回指導時及び栄養管理の実施状況を評価する時の資料(優良施設推薦など)
13217	栄養管理の実施状況の評価、巡回指導時の資料
13219	巡回等の指導時の資料としている。 (特に、基準栄養量の設定値が妥当か否か、又それに対しての給与栄養量の比率に関して)
14202	巡回指導時の資料 栄養管理状況の資料(栄養士、管理栄養士がはたす役割がになえているかの評価、管理栄養士、栄養士がいない施設への配置をうながすための評価資料として活用していく) 研修食の内容を変更するための資料
14203	巡回指導時の資料にする。 栄養管理の実施状況を評価する資料にする。
14204	巡回指導計画や巡回指導時の資料とする。 各種設種別ごとの栄養管理状況を評価する資料とし、講習会等の場でフィードバックする。
15201	提出期限を1月末日としており、前年の1月～12月の状況報告として求めている。 巡回指導時には、審査をした上で現場で確認すべきところがピックアップされているので、時間を有効に活用できると考えている。 栄養管理、栄養教育、施設における取組体制を評価する資料とする。
17201	巡回指導時の資料及び栄養管理の実施状況を評価する資料とする。
20201	巡回指導時の資料にする。
22201	個別及び集団指導時の資料とする。
22202	立ち入り時の資料
23201	巡回指導時の資料にする。 栄養管理の実施状況を評価する資料とする。
26201	巡回指導時の資料にする。 栄養管理の実施状況を評価する資料とする。
27201	巡回指導時の資料 給食従事者研修会における情報提供の資料

⑤栄養管理に関する報告書等を自治体でどのように活用するか(その2)

ID	
27202	巡回指導時の資料にする 栄養管理の実施状況の評価する資料とする。
27203	巡回指導時の資料にしている。
28201	巡回指導時の資料 栄養管理の実施状況評価の資料
28202	栄養管理の実態を把握し、その結果に基づいて個別に必要な指導を行う。 栄養講習会等でも活用する。
28203	給食施設の現状把握及び給食指導の参考や評価として活用している。
28204	指導時の資料にする。 施設の栄養管理・形態等の状況把握に活用している。
29201	巡回指導時の資料にする。 医療監視、福祉の監査で巡回している以外の施設の把握と、それにより必要に応じ立ち入り指導を実施している。 栄養管理実施状況の評価の一資料とする。
30201	栄養管理の実施状況を把握する。
33201	施設ごとに集計して、まとめたものを返却し、施設における栄養管理の参考にしてもらう。
33202	巡回指導時の資料として活用している。 内容に問題があれば、電話等により改善を求めるための資料としている。
34201	巡回指導時の資料 栄養管理状況の評価
34202	各施設の栄養管理状況の把握と評価する資料とする。
38201	巡回指導時の資料にする。 栄養管理の実施状況の評価する資料とする。
39201	医療監視、巡回指導時の資料とする。 電話でも指導する場合あり。
40202	栄養管理の実施状況の評価する資料とする。 立入指導時の資料とする。 給食施設研修会時の指導の資料とする。
42202	巡回指導時の資料 栄養士配置状況の把握
43201	書類審査し問題のあった施設については電話で指導する。 立入検査時の資料とする。 施設台帳との変更点を把握する。 栄養管理の実施状況を把握し評価の資料とする。
44201	立入検査、巡回指導、実地指導等の資料としたり、栄養管理状況を把握する予定です。
46201	巡回指導時の資料とする。 栄養管理の実施状況の評価する資料とする。 施設数・栄養士設置状況の把握等
1100	巡回指導時の資料にする。(予定) 特定給食施設の研修時の参考とする。(予定)
3100	巡回指導時の資料 給食従事者研修等の参考
4100	立入検査時の資料。 調査項目によっては、県内での実施状況の現状としてとりまとめる。
7100	平成15年度は12月分から報告することになっており(6月分はなし)今回初めて対応することになります。 当該様式と届出の様式(開始)と施設の巡回指導時に交付する栄養管理指導票の内容が中途半端に思われるので、この12月から特定給食の管理事業作業部会において再度、各様式等の見直しを始めたところです。 この時併せて、報告書のデータ集計と施設への還元の方法等についても検討の予定です。
8100	巡回指導時の資料にする。 栄養管理の実施状況の評価とする。 給食施設指導計画(集団・個別)の資料や目標とする。 指導の評価の指標に活用する。
9100	巡回指導時の資料にする。 栄養管理の実施状況の評価する。 統計資料にする。
10100	巡回指導時の資料とする。 管理栄養士必置施設指定及び取り消しのための資料とする。
11100	巡回指導時の資料にする。 栄養管理の実施状況の評価する資料にする。

⑤栄養管理に関する報告書等を自治体でどのように活用するか(その3)

ID	
13100	都道府県で毎回集めている。 5月分については、集計・分析し結果を保健所へ返している。
14100	給食施設管理システムに登録し、施設の栄養管理状況の比較として保管 巡回指導時に利用。 栄養管理状況の評価(書類審査)
16100	巡回指導時の資料にする。 課題等整理し、研修会のテーマとする。
17100	報告書は24条に基づき提出する考えです。 22条の指導及び栄養管理の実施状況評価の資料とする。 23条、24条の資料とする。
18100	給食施設の栄養管理実施状況の把握 巡回指導計画のための参考資料 巡回指導のための資料
19100	巡回指導時の資料にする。 栄養管理の実施状況の評価する資料とする。
20100	巡回指導時の資料にする。 給食施設の栄養管理状況を把握するための資料とする。
21100	巡回指導時の資料にする。 栄養管理の実施状況の評価する資料とする。 年間指導計画を立てる際、重点的に指導する分野を把握する資料とする。
22100	給食施設指導の資料にする。 給食管理の状況を把握する。
25100	集団・個別(巡回)指導時の資料とする。
27100	巡回指導時の資料とする。
28100	給食施設台帳の整備 指導時の資料とする 給食施設の栄養管理実施状況の評価する資料とする 管理栄養士必置値指定のための状況把握をする
29100	巡回指導時の資料として活用 栄養管理の実施状況の評価する資料として活用 とりまとめたものを会議・研修等の資料として活用
32100	巡回指導時の資料 とりまとめ集計したものを返し業務の参考としてもらっている。
33100	巡回指導時の資料(栄養管理の評価含む)
35100	巡回指導の実施に当たり、報告書の記録を活用し、重点対象施設を決める。 栄養管理の実施状況の評価する資料とする。
36100	巡回指導における資料として活用する。 栄養管理の実施状況の評価する資料とする。 地域への貢献度合を考える資料とする。
37100	栄養管理の実施状況の評価 巡回指導時の資料
38100	給食施設の実態把握。 巡回指導時の参考にする。
39100	施設への巡回指導字に事前の資料として利用 施設の種類毎に集計し、給食施設の研修会等で結果を報告
40100	巡回指導の資料とする。 集団指導の資料にする。
41100	巡回指導の資料 集団指導の際に一部を資料提供する。
43100	巡回指導の資料とする。 集団指導の資料にする。 栄養管理の実施状況を把握する資料にする。 衛生行政報告側への報告事項を把握する資料にする。
45100	巡回指導時の手持ち資料。 栄養管理状況評価への活用。 台帳整備。 統計資料作成時の活用。
46100	巡回指導時の資料にする。(個々の施設に対応した指導) 管内の給食施設の概要を把握する。 指導計画作成に使用する。 (給食の運営、人員配置が不適、栄養供給量が目標、より著しく低い等施設状況に問題のある施設について、計画的に指導を行う。)
47100	巡回指導時の資料として活用する。 栄養管理状況の評価資料として今後活用を検討。

2. 特定給食施設(栄養改善法では集団給食施設)に関わる書類について

2) 栄養管理に関する提出書類(栄養管理報告書、栄養月報)について

⑦-1 栄養管理に関する報告書等についてどのような内容の結果を返却するか

4201	施設種別ごとに給食の食材料費、給与栄養量(又は食品構成)、栄養指導状況を一覧に(一部集計して)作成して返却する。
13204	基準栄養量に対する給与栄養量の比率 食材料費、栄養指導実施状況
13207	栄養報告の内容に基本的な間違いがある。 給与栄養比率が大きはずれている場合の、施設と保健所栄養士の考えかたのディスカッション
13211	「集団給食施設栄養報告」集計結果(自治体作成)
13213	各施設には返却していないが、栄養技術講習会等、講習会内容に反映させている。
17201	毎年実施する研修会で現状の傾向を説明している程度。
20201	施設別に集計をして
23201	栄養月報・病院給食施設状況報告書については、施設毎に集計して一覧表及びグラフを作成し、施設に返却する 自治体分として、全施設の年間集計資料を作成する。
27201	栄養・給食管理状況の集計結果 (栄養量目標量の設定及び給与量について、食品構成の設定について)
28201	保育所給食施設報告書は、食品群別、摂取状況と栄養摂取状況をコンピュータ出力し、コメント記入。 給食施設栄養報告書は、巡回時等、必要があると認めるとき、報告書結果を指導票に記入し、返却予定。
28203	別紙①の通り
28204	施設種類毎に集計し、各施設研究会時に伝達及び次回報告書提出依頼時に送付
33201	栄養規則の給与量の過不足の指導
43201	問題のあった施設のみ返却(栄養充足率の過不足、食品構成等)
1100	文書による返却及び口頭指導を予定。
4100	要改善項目について指導結果として通知。
9100	栄養管理の実施状況等の結果を研修会で返却している。 健康増進法施行規則。
11100	保健所任意により、管内状況をまとめている。
13100	栄養比率(給与栄養量の比率) 食材料費 委託の有無 給食従事者数 栄養指導の内容等
14100	各施設巡回指導時に内容確認後指導に採用 種別に集計し、各給食講習会で利用
18100	管内別施設の種類の平均給与栄養量・食材料費等
19100	全病院の平均値
20100	各調査項目ごとに全体の結果をとりまとめ、返却
22100	各保健所ごとに、集団指導の場等でテーマを決めて報告している。
27100	給食状況調査集計結果を給食講演会や集団給食研究会で返している。
28100	栄養管理状況を施設別に取りまとめる 個別の状況の変化をまとめる
32100	給食数 従事者数 栄養指導状況 食品群別給与栄養量 栄養給与量
33100	巡回指導の結果に併せて返却
35100	集団給食施設等栄養情報システムにて集計・分析し、結果を施設に還元している。 健康増進法施行細則
38100	施設分類内訳 運営形態 材料費平均 コンピューターの活用有無 職員数内訳 栄養所要量及び給与量(1人1食平均) 食事指導状況
41100	材料費 人員 給与目標量 給与食品量など
46100	保健所ごとに作成しているため、返却の方法や内容は定めていない。 施設別の食材料費、食品群別状況、栄養量、栄養指導状況等の平均値等を返却している。

2. 特定給食施設(栄養改善法では集団給食施設)に関わる書類について
 2)栄養管理に関する提出書類(栄養管理報告書、栄養月報)について
 ⑦-2栄養管理に関する報告書等の結果返却に際し、根拠となるもの

ID	
4201	「健康増進法に基づく指導等のための届出等に関する条例」 「健康増進法等の施行に関する規則」 「給食届出・報告事務取扱要領」
13207	健康増進法施行規則
20201	健康増進法施行細則
23201	健康増進法施行細則
27201	健康増進法施行細則
39201	健康増進法施行条例 健康増進法施行細則
43201	健康増進法施行規則
1100	健康増進法施行規則
4100	健康増進法第24条
13100	健康増進法第6条: 栄養報告の提出
14100	小規模特定給食施設の栄養改善に関する条例 健康増進法等の施行に関する規則
20100	健康増進法施行規則
22100	通知
32100	部長通知
33100	健康増進法施行細則
36100	給食施設状況報告実施要領
38100	健康増進法施行細則